

「林野火災注意報・林野火災警報」の運用開始について

令和7年2月に岩手県で発生した大船渡市林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が開始されます。

○「林野火災注意報・林野火災警報」について

△林野火災の予防上、注意が必要な気象条件となった場合、「林野火災注意報」を発令することができます。林野火災注意報を発令した場合には、注意喚起を行うとともに、火の使用の制限について「努力義務」を課すこととなります。

△さらに、林野火災の予防上、危険な気象条件となった場合、「林野火災警報」を発令することができます。林野火災警報を発令した場合には、火の使用の制限について「義務」を課すこととなります。

○林野火災注意報・林野火災警報の発令基準について

林野火災注意報は、富士五湖地域の雨量観測所等における合計雨量を基に発令することができます。

林野火災警報は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された際に発令することができます。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	次の(①+②)又は①+③に該当した場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下 + ②前30日間の合計降水量が30mm以下 ③乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令基準 + 強風注意報が発表
内容	火の使用の制限について努めなければならない (努力義務)	火の使用の制限について従わなければならない (義務)
罰則	なし	30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条)
発令時の措置	・市町村等の各関係機関への通報 ・防災行政無線やホームページ等での広報 ・消防車両等による巡回広報 など	・市町村等の各関係機関への通報 ・防災行政無線やホームページ等での広報 ・消防車両等による巡回広報 など

○「林野火災注意報・林野火災警報」が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、下記のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと（※ 煙火とは、花火の正式名称です。）
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること



○火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出について

たき火等、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、消防署に届け出なければなりません。（火災予防条例第45条）

△ 届出書の提出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

お問い合わせ

富士五湖消防本部

予防課 TEL0555-22-4501

富士吉田消防署 TEL0555-23-0119

河口湖消防署 TEL0555-72-0119

